

再稼働禁止再び申請

高浜原発 滋賀の住民29人

関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）の再稼働禁止を求めて、滋賀県の住民29人が30日、大津地裁に仮処分を申し立てた。地裁が仮処分を決定すれば、関電は当面2基の原発を再稼働できなくなる。

申立書によると、住民は、高浜原発で過酷事故が

起きれば琵琶湖（滋賀県）が汚染され、湖の水が飲用に使えなくなるなどと主張している。

住民らは2011年8月に高浜、大飯原発などの再稼働禁止を求める仮処分を申し立てたが、大津地裁は昨年11月、原発事故の避難計画が未整備な点などを挙げ「原子力規制委員会が早急に再稼働を容認するとは考えがたい」と指摘して請求を却下した。

しかし、規制委は翌月、高浜原発の安全対策の主要部分が新規制基準を満たすとする審査書をまとめた。2月中にも審査書を正式に決定し、再稼働を容認する見込みだ。今後は地元の見込みに意手続が焦点になる。

住民側はこうした国の手続きが進んでいることから、「緊急性が高い」として再度、仮処分を申請することを決めた。（奥令）